

令和2年11月24日

令和2年第3回臨時会会議録

中種子町議会

令和2年第3回中種子町議会臨時会会議録

令和2年11月24日（火曜日）午前10時開議

1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 認定第1号 令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第2号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第3号 令和元年度中種子町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第4号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第5号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第6号 令和元年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について
- 第9 議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番 | 浦 邊 和 昭 君 | 2番 | 橋 口 渉 君 |
| 3番 | 池 山 喜一郎 君 | 5番 | 永 濱 一 則 君 |
| 6番 | 蓮 子 信 二 君 | 7番 | 濱 脇 重 樹 君 |
| 8番 | 下 田 敬 三 君 | 9番 | 迫 田 秀 三 君 |
| 10番 | 日 高 和 典 君 | 11番 | 戸 田 和 代 さん |
| 12番 | 園 中 孝 夫 君 | 13番 | 徳 永 留 夫 君 |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0人）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 町 長 | 田 渕 川 寿 広 君 | 副 町 長 | 土 橋 勝 君 |
| 総 務 課 長 | 阿 世 知 文 秋 君 | 町 民 保 健 課 長 | 横 手 幸 徳 君 |
| 福 祉 環 境 課 長 | 上 田 勝 博 君 | 農 林 水 産 課 長 | 里 重 浩 君 |
| 建 設 課 長 | 長 田 認 君 | 農 地 整 備 課 長 | 池 山 聖 年 君 |
| 企 画 課 長 | 徳 永 和 久 君 | 会 計 管 理 者 兼 | 池 端 み どり さん |

税務課長	春田 功 君	会計課長	
保育所長	山田 和春 君	水道課長	牧瀬 善美 君
行政係長	榎元 卓郎 君	空港管理室長	石堂 晃一 君
教育長	北之園 千春 君	財政係長	鮫島 司 君
社会教育課長	園田 俊一 君	教育総務課長	浦口 吉平 君
農委事務局長	遠藤 淳一郎 君	選挙管理 事務局長	阿世知 文秋 君

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	下村 茂幸 君	議事係長	稲子 隆浩 君
--------	---------	------	---------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和2年第3回中種子町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、12番、園中孝夫君、1番、浦邊和昭君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（徳永留夫君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第1号 令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第2号 令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第3号 令和元年度中種子町と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第4号 令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第5号 令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第6号 令和元年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（徳永留夫君） 日程第3、認定第1号、「令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第8、認定第6号、「令和元年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」まで6件を一括議題とします。

本件は、決算特別委員会への付託案件です。

委員長の審査報告を求めます。

決算特別委員長、蓮子信二君。

〔決算特別委員長 蓮子信二君 登壇〕

○特別委員長（蓮子信二君） おはようございます。

令和2年9月定例会において、当委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていました、認定第1号、令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、令和元年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定についてまでの、6件の審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会は、9月24日、25日、28日、29日の4日間、全委員出席のもと開催されました。

審査に当たっては、予算を議決した趣旨と目的に沿って収入確保の努力が十分なされてその実績が良好であるか、支出が歳出予算の目的どおり適法・適正に執行されているか、そして、その成果が十分達成されているか、また、前年度の決算特別委員会の要望事項及び監査委員の指摘事項はどのように処理されてきたかなどを基本に、主要施策の成果並びに決算書について説明を求め、現地調査を含め審査を行いました。

初めに決算の概要を報告します。まず、一般会計ですが、歳入総額は、67億6,000万1,000円、歳出総額は、66億8,845万2,000円であり、前年度に比べると歳入で0.6%、歳出で2.4%それぞれ増加しています。

歳入歳出の差し引き額いわゆる形式収支は、7,154万9,000円の黒字で、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、5,708万5,000円となっています。

また、主要財務比率は財政力指数0.23%、経常収支比率89.3%。実質公債費比率10.8%であり、公債費負担の指標は、ある程度良好な状況となっているが、経常収支比率、実質公債費比率ともに依然として厳しい財政状況にあります。

次に、特別会計ですが、国民健康保険事業勘定特別会計を初め、四つの特別会計は、歳入総額25億3,761万1,000円、歳出総額25億2,319万7,000円で、差し引き1,441万4,000円であり、実質収支額も同額となっています。

次に、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の差し引きで、426万815円の不足が生じており、損益計算書によれば1,298万8,765円の当年度純損失となっています。資本的収入及び支出の差し引き不足額、9,845万9,661円については、過年度損益勘定留保資金1,935万923円、当年度損益勘定留保資金6,827万4,126円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,083万4,612円で補填されています。

審査初日、審査に先立ち、代表監査委員の決算審査意見書の説明を求めました。監査委員の説明では、本町においては、令和2年度は、第6次中種子町長期振興計画並びに中種子町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定となっており、第5次の町長の施政方針である「農業を中心とする第一次産業や、観光交流を絡めた商工業などの産業振興、町民生活に欠かせない道路や交通・情報通信体系の基盤整備、本町の将来を担う子どもたちの教育や町民の文化・スポーツ活動による豊かな心と健全な体の育成によりまちづくりを实践するひとづくり、保健、福祉、医療、介護の分野においては、町民それぞれの世代、置かれた環境において、全

ての方々が満足した生活を送れるための施策などを計画的に推進する」ことを踏まえて、今後さらに人口が減少していくことが予測される中で、都市部との交流による関係人口の増加や若者の定住が期待できる中長期的な計画立案を進めています。今後も地方を取り巻く財政状況は先行きが不透明であり、新型コロナウイルスの影響により財源の確保はさらに厳しさを増すものと予想されます。このような状況を踏まえ、各事務事業等の抜本的な見直しを継続するとともに、従来にも増した経費削減・合理化を初めとする行財政改革に引き続き努められるよう望むものです。また、税収等の自主財源確保のためにも徴収対策を強化し、徴収率の向上及び不納欠損の防止に積極的に取り組まれ、計画的かつ効率的な行政運営により、一層の町民福祉の向上・増進に寄与されるよう要望するとのことでした。

令和元年度の主な事業としては、保健センター大規模改修、道路改良舗装事業、公園・公営住宅長寿命化対策事業、農業基盤整備事業、各小中学校の空調施設新設、岩岡小学校体育館改修など教育環境整備事業が実施されており、事業執行に当たっては、おおむね議決の趣旨及び目的に沿って事業が実施され、初期の成果を収めたものと認めました。

続きまして、審査の過程において議論された主な質疑、意見等の概要を申し上げます。

屋久津のヒラメ養殖場跡地で、平成29年度土地明け渡しの件と、この進捗状況は。に対し、裁判では、明け渡しの判決が出ているが、本人に撤去する見込みがなく、町が強制執行した場合、費用が9,000万円かかるということで、昨年度、跡地利用協議会があり、今後の利用計画等の話し合いの中で、今後利用する計画もなく、今のところ現状で様子を見ることに決定した。と答弁。

企画課の負担金及び補助金の内訳と、コミュニティバスの小型化についての質問では、負担金はコミュニティバス、スクールバスの負担分として、補助金は路線バスの補填分となっています。また、コミュニティバスの小型化については以前から検討しており、今後はICTやAIの活用も含めて検証していくつもり。と答弁。

電算係のセキュリティー対策はどのような内容か。に対し、外部から違法なアクセスにおけるファイヤーウォールの設置、鹿児島県の広域的な部分でセキュリティーがかかっており、インターネットの閲覧制限によりブロックをかけている。と答弁。

出張徴収による当該訪問徴収で徴収した収納金の処理については。に対し、現金で受領した場合は、2名体制で管理しており、現金で持ち帰り収納している。また、金融機関に納付書にて振り込むこともあります。と答弁。

国保税の滞納者への短期の保険証交付期間はどれくらいの期限か。に対し、期限については1カ月を基本とするが、年金生活者は2カ月ごと、農業者は収穫時期もありますので、収入に応じて期限を決めている。と答弁。

婦人の家の運営は、専従者3名体制であったが、現在2名体制で行っている。専従者がいない場合、運営に支障をきたすのではないかと、また、専従者の仕事と

してすぐにできる内容ではないと思うが、今後の育成についての考えは。に対し、専従者の件に対しては、広報紙・チラシ等で広報しているが応募がない。実質2名で運営している。2名が病気やけが等で入れない場合の対処法等を話し合い、新規の育成として2名体制で3カ月ぐらい研修期間を設けやっていく予定。広報もしており、1、2件の問い合わせがあり、来年度は新規の育成を考えている。と答弁。

水道事業で、石綿管更新事業の進捗状況と更新事業による有収率向上の見込みは。に対し、配水管で13.5キロ、導水管で6.5キロメートルありましたが、平成29年度からの3年間の耐震化石綿管更新事業で、配水管4,778メートル、導水管350メートル更新しております。令和元年度では、配水管1,678メートル更新し、令和元年度末の石綿管の残りが配水管3,000メートル、導水管2,150メートルとなっていますが、導水管は今後使用の見込みがなく、配水管のみとなっている。と答弁。更新事業による有収率向上の見込みについては、元年度の有収率は79.9%と上がってきていますが、本町の配水管は267キロメートルと全国でも上位に位置する長さで、今後、石綿管以外の給排水管の老朽化により県平均まで上がるかは不透明。と答弁。

最終日には、現地調査を実施し、農地整備課所管の基盤整備事業、農道舗装、建設課所管の原之里線道路改良舗装工事、町民保健課所管の保健センター改修工事を調査しました。

次に、一般会計及び特別会計を含めた収入未済額と不納欠損処分についてですが、このことは監査委員の意見書の中でも毎年強く指摘されてます。一般会計の収入済み額から繰り越し事業に係る国県支出金1億489万3,000円及び町債1億9,080万円を除いた収入未済額は、一般会計9,133万1千円であり、前年度と比較すると1,499万円増加しています。特別会計では、国保特別会計の保険料3,847万7,000円。前年度4,785万6,000円。介護保険特別会計の保険料447万3,000円、前年度約467万2,000円。後期高齢者医療特別会計の保険料15万7,000円、前年度32万円となっています。

収入未済額の改善については、管理職を含め関係職員一体となり、夜間徴収・防災無線による広報活動、口座振替の推進、差押え等のさまざまな努力がされています。滞納額については、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、住宅使用料は減少しているものの、町税については増加しています。町税等の収入未済額が依然として多額であることから、このような状況が継続することは、自主財源の減少、依存財源比率の増加につながり、財政運営に大きな影響を及ぼすことから、これ以上の滞納額が増加しないために、未納分の徴収に全力を傾注するとともに、滞納者に対し、給与・預金や財産の差し押さえ等引き続き厳しい姿勢で対処され、善良なる納税者との差別化を図り、納税意識の涵養のため、さらに踏み込んだ対策の早期改善を求めます。

不納欠損処分については、一般会計では、町税では町民税75万2,000円。固定資産税535万円。軽自動車税22万9,000円の状況であり、各税において増加

傾向である。特別会計では、国民健康保険税が508万5,000円。介護保険料が173万2,000円です。

このように不納欠損が毎年処理されており処分額も高額となっています。債務者個々の実態把握に努め、強力で説得等すれば改善の余地がなかったか、さらに時効による不納欠損処分については、十分に調査・検討及び滞納処分時期等に注意し、時効中断の措置を行い、時効による不納欠損の防止に最大限の努力を傾注していただきたい。

以上が、審査の過程で議論された主なものでありますが、監査委員の指摘事項についても委員全員の一致した意見であり、十分検討し、的確な対応を講じられるよう強く求めるものであります。

委員会として、認定第1号、令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第6号、令和元年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定についてまでの6件について慎重に審査し、採決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。今後とも引き続き健全財政の堅持とともに、住民福祉向上と町政発展に努力することを望むものであります。

以上、申し上げて、決算特別委員会の委員長報告とします。

終わります。

○議長（徳永留夫君） これで委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

初めに、認定第1号、令和元年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和元年度中種子町と畜場特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、令和元年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とすべきものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永留夫君） 起立多数です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第50号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（徳永留夫君） 日程第9、議案第50号、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 改めまして、おはようございます。

議案第 50 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本年 10 月 7 日の人事院勧告どおり、職員の期末手当支給率を 0.05 月分引き下げるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第 50 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 2 年第 3 回中種子町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前 10 時 27 分

方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員